

2019年11月

経営Q&A

回答者

税理士法人山田&パートナーズ

税理士 平井 伸央

消費税増税と軽減税率でどう変わる？ 企業の実務への影響と対策

～経営者・経理担当者向け！ 税制改正後の経理実務（1）～

Question

当社は、自動車部品の卸売業を営んでいます。10月からの消費税改正において軽減税率が導入されましたが、当社には軽減税率が適用される売上はありませんので、特別な対応は考えていませんでした。

ところが、経理担当者に状況を確認したところ、税率が複数になったことで、想定よりも事務負担が増えていることがわかりました。決算時期に経理事務が混乱することを避けるため、対応策を検討するうえで、何かポイントはありますか？

Answer

消費税の申告において、経費等の支払いにかかる消費税に仕入税額控除を適用する場合には、標準税率10%と軽減税率8%を区分して取引を集計する必要があります。決算時の申告作業を効率良く行うためには、日々の仕訳処理の段階から税率を区分して整理する必要があります。

実務上は、発生する可能性のある軽減税率の取引をあらかじめ洗い出し、経費精算ルールの見直しやシステムを活用する等の対応が有効です。

1 軽減税率が適用される取引

消費税の申告義務がある事業者は、納税額の計算にあたり、売上により預かった消費税から経費等の支出（仕入）により支払った消費税を控除することができます。これを「仕入税額控除」と呼びます。仕入の取引について軽減税率 8%が適用される場合には、当然に 8%分しか控除を行うことができませんので、控除する消費税の計算にあたり、標準税率 10%と軽減税率 8%を区分する必要があります。したがって、売上にかかる取引に軽減税率の適用がない場合においても、仕入税額控除を適用する事業者は、どのような取引に軽減税率が適用されるかについて理解しておく必要があります。

軽減税率が適用される取引は、次の軽減税率対象資産の譲渡です。

【軽減税率対象資産】

- 飲食料品（酒類及び外食サービスを除く）
- 週 2 回以上発行される新聞で定期購読契約が締結されたもの

飲食料品に対する軽減税率については、各種メディアでも大きく取り上げられており、一般消費者の注目も集めています。また、国税庁のサイトに公表されている「消費税の軽減税率制度に関する Q&A」では、「制度概要編」と「個別事例編」で合計 144 の Q&A が記載され、非常に細かい論点まで整理されています。自社の事業として飲食料品の小売業と外食サービス業を行う事業者は、このような多くの論点を確認する必要があり、実務が煩雑になることが予想されます。一方で、軽減税率の売上が生じない事業者は、経費にかかる消費税のみが論点となります。一般経費の中で発生する軽減税率の対象取引はある程度限定されますので、自社で発生する軽減税率の取引をあらかじめ洗い出し、個別に対処することで、実務上の混乱は十分に回避できるものでしょう。



2 勘定科目別の取引具体例

まずは、一般経費の中で軽減税率が適用される取引について具体例を確認します。
勘定科目別に誤りやすい取引も併せて確認すると論点を整理しやすくなります。

(表中の区分欄 ○ 軽減税率 8% × 標準税率 10%)

(1) 福利厚生費

| 区分 | 内容 |
|----|----------------------------|
| ○ | 休憩室に用意しているインスタントコーヒー・お茶菓子 |
| ○ | 残業時において従業員に提供した弁当 |
| ○ | 社内で行った暑気払いの際に注文した宅配ピザ |
| ○ | 災害に備えて購入した非常食 |
| × | 飲食店で開催した新入社員歓迎会の費用（※外食に該当） |
| × | 常備薬（※医薬品は飲食料品に該当しない） |

(2) 会議費

| 区分 | 内容 |
|----|--------------------------------|
| ○ | 来客用に用意しているペットボトルの水 |
| ○ | 社内のランチミーティングで参加者に提供をした弁当 |
| ○ | 顧客と現場で打ち合わせをする際に購入した自動販売機の飲料 |
| × | 喫茶店の店内で顧客と商談をした際のコーヒー代（※外食に該当） |

(3) 交際費

| 区分 | 内容 |
|----|--------------------------------|
| ○ | 顧客訪問の際に手土産として持参した洋菓子 |
| ○ | 取引先にお歳暮として贈った果物の詰め合わせ |
| × | 取引先にお歳暮として贈ったビールの詰め合わせ（※酒類に該当） |
| × | 飲食店での接待（※外食に該当） |

(4) 新聞図書費

| 区分 | 内容 |
|----|--------------------------------|
| ○ | 日刊新聞の購読料 |
| × | 月1回発行される業界新聞の購読料（※週2回以上に該当しない） |
| × | 日刊新聞の電子版サービス費用（※電子版は対象外） |

以上は、一般的に想定される取引例です。このような経費についてはあらかじめ自社で生じる取引を洗い出しておかないと、日々の経理実務の中で埋もれてしまう可能性があります。例えば、事務用品を定期的に通販サイトで購入しているような場合には、購入した物品の中に茶葉やインスタントコーヒー等の飲食料品が含まれているケースがあります。支払先のみで勘定科目を判断するような簡便的な処理をしていると、期中に税率の区分を失念してしまい、後でまとめて見直しが必要となってしまいます。

また、従業員の経費精算手続きも、状況によっては経理担当者の業務に大きな影響を与えるケースがあります。今回の改正にあたり、経費精算ルールを見直す必要がないか、検討したほうが良いでしょう。

3 経費精算ルールの見直し

従業員の経費精算手続きの方法は、会社によって様々です。経理担当者へ領収書等を提出する際に、経費精算書等の紙の様式を使用する方法もあれば、経費精算システムを利用して WEB 上で精算を行う方法もあります。また、精算の流れについては、従業員が個人負担で立替える場合もあれば、仮払金として概算額を先渡しする場合もあります。いずれの方法を採用するにせよ、経費精算の実務の中で誰かが税率を判定する必要がありますので、自社のルールに合わせて検討が必要になります。

経費精算の内容のほとんどが交通費という場合には、税率を確認する手間はかからないことが予想されますので、既存のルールを変更しなくても問題は生じないかもしれません。一方で、例えば営業担当者の経費精算について「手土産代」や「打ち合わせ代」等が含まれる場合には、軽減税率に該当するかどうかの精査が必要になります。営業担当者が多く在籍し、経費精算の件数も多くなる場合には、経理担当者が領収書を一から確認して振り分け作業まで行うのは業務負担が大きく現実的でない場合も想定されます。

このような場合の対応として、支払内容の確認と税率ごとの振り分け作業は精算を行う一般従業員に移管するという方法が考えられます。具体的には、経費精算書や経費精算システムにおいて支出内容を容易に判断できるような選択肢を用意し、精算時に振り分けてもらう方法です。支出内容として以下のような選択肢が考えられます。

表1：経費精算上の選択肢

| 勘定科目 | 選択肢 | 税率 |
|-------|----------------|-----|
| 福利厚生費 | 茶・菓子・弁当等の購入 | 8% |
| | 飲食料品の出前・宅配 | 8% |
| | 外食・社内 | 10% |
| | その他 | 10% |
| 会議費 | 茶・菓子・弁当等の購入 | 8% |
| | 飲食料品の出前・宅配 | 8% |
| | 外食・社外・5,000円以下 | 10% |
| | その他 | 10% |
| 交際費 | 外食・社外・5,000円超 | 10% |
| | 外食・社内 | 10% |
| | 贈答品（飲食料品） | 8% |
| | 贈答品（商品券等） | 0% |
| | 贈答品（その他） | 10% |
| | その他 | 10% |

表1のような選択肢を定めることで、軽減税率だけでなく、消費税の不課税取引や税務上の交際費の判定も可能となります。もちろん、このような対応をすれば一般従業員の業務は増えます。また、表1の選択肢だけでは対応できないイレギュラーなケースもあるかもしれませんので、定期的な教育が必要となります。

会社の実情に応じ、2023年10月から始まるインボイス制度も見据えて対策する必要があります。インボイス制度の適用後は、適格請求書発行事業者として国の登録を受けた事業者が発行した「インボイス」を保存しない限り、仕入税額控除を適用できなくなります。支払いに際して交付を受けた請求書や領収証等が「インボイス」に該当するかどうかを判断するため、「インボイス」の要件である登録番号等の記載を確認しなければならず、これまで以上に細かな確認作業が必要となります。領収書の確認をすべて経理担当者に任せている場合は、経理業務の負担が大きくなるので、今から少しずつでも領収書等の確認作業を一般従業員に移管するような仕組みづくりを検討してはいかがでしょうか。

《執筆者紹介》

税理士法人山田&パートナーズ

パートナー 税理士 平井 伸央

2006年税理士登録

ホームページ： <https://www.yamada-partners.gr.jp/>



日本政策金融公庫
国民生活事業